

公務労協2008春季生活闘争の取組み方針（案）

情勢の特徴

1．はじめに

二極化と格差拡大がより進行している状況にある。そして格差問題は、雇用格差と地域間格差という二つの側面から、国民生活に深刻な影響を及ぼしている。雇用においては、賃金の低下傾向が続いており、雇用情勢も依然として回復には至っていない。また、地方財政の財政力格差拡大によって、地域社会において生活を支える教育・福祉・医療などの公共サービスが公平性を失いはじめている。

公務労協は、格差社会からの脱却に向けた連合の取組みに結集し、働きがいのある人間的な労働を中心に、だれでも安心・安全と生きがいをもてる「ともに生きる社会」の創造と、それを支える公共サービスの実現をはかることとする。具体的には、公共サービス基本法（仮称）制定の取組みと、臨時・非常勤等職員の処遇と雇用の改善の取組み等を通じて、公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たしていかなければならない。

2．二極化と格差拡大の進行

「自立と共生」を基本に改革への取組みを加速・深化することをめざしている福田政権は「小さな政府」を掲げた新自由主義を継承し、さらなる公務公共サービスの切捨てを進めようとしている。また「改革の陰の部分に光りをあてる」ことを標榜しながら、その内実は、市場万能主義のもとでの「自立」と、財政再建を前提とした「共生」をはかろうとするものに過ぎない。

企業収益は引き続き増益となっている。とくに上場企業の業績拡大が続き、2007年9月中間決算における連結経常利益は前年同期と比べ11.8%増（11月9日現在）となっているが、サブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅融資）問題、原油価格の高騰、急激な円高など、景気の先行きに対する不安感が広がっている。一方、大企業の業況の好調に比較して、中小企業の業況は決して良いとはいえない状況である。景気回復が続いているにもかかわらず、企業規模により業況や収益に大きな違いが生じている。

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）においては、2006年12月以降、所定内賃金がマイナスで推移している。また、2007年1月からは特別給も前年比マイナスとなっている。これは、いわゆる団塊の世代の退職等が影響しているとの指摘があるものの、非正規雇用の増加等、相対的に賃金水準の低い労働者の占める割合が高まったことも、全体として賃金

の伸びを抑制した一因といえる。

完全失業率の低下、有効求人倍率の上昇傾向と雇用情勢は改善している。しかし、雇用情勢は地域により格差があるとともに、正社員有効求人倍率は引き続き求職超過(0.59倍)の状況となっている。

内閣府の国民経済計算をもとに連合が試算した2006年度の労働分配率は、前年度に比べ0.5ポイント下がり、5年連続の低下となった。これは、堅調な企業業績に対し、少なくとも一般の勤労者層には景気回復の恩恵が届いていないことの現れといえる。

3. 2008年度政府予算案と公務・公共サービス

12月24日、政府は2008年度予算案を閣議決定した。予算案は、「希望と安心の国」を実現するために、予算の重点化・効率化を行うとの方針のもと「活力ある経済社会の実現」「地方の自立と再生」「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」に向けた具体的取組みを示しているが、歳出歳入一体改革に縛られた場当たりの制度変更や暫定措置が多く、予算の重点化項目についても十分な対応がはかられたものとはいえない。国民生活を支えるセーフティネットや公共サービスに対する予算の削減・縮小は、格差をさらに拡大し、国民生活の疲弊と将来不安をより深刻化するものに他ならない。また、「基本方針2006」に沿った行政のスリム化・効率化の一層の徹底と総人件費改革の推進（国家公務員人件費を457億円、地方財政の給与関係経費を約0.3兆円とするなど）をはかるとしていることは、制約された公務員の労使・労働関係のもとで引き続き財政面から人件費削減圧力を加えるものとして問題である。

「三位一体改革」は、とくに地域間の財政力格差を是正する地方交付税について、財政再建のために大幅に削減（地方財政計画において、2000年度と2007年度との比較で62080億円の減）されたことにより、急激な財政力格差を生じさせている。つまり、所得の高い地域では地方税収入も多くなっていることから歳入全体の変動は少ないものの、所得の低い地域では歳入全体が減少し、その結果として歳出の圧縮と地域の公共サービス水準の低下を余儀なくされている状況にある。

地方分権改革推進委員会は、2007年5月30日に策定した「基本的な考え方」に基づき、国と地方の役割分担の徹底した見直しなどについて検討を進め、11月16日、今後の勧告に向けた改革の方向性を示すものとして「中間的な取りまとめ」を公表した。その主な内容は、人口減少・少子高齢化など社会構造の変化に伴う危機の打開や住民自治の確立、効率的財・サービスの提供などを理念とし、「地方が主役の国づくり」に向けた取組み、法制的な仕組みの見直し、個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討、等となっている。

今後、順次「勧告」が行われ、2009年に分権改革推進計画の閣議決定、2010年に新分権改革一括法案の国会提出とのスケジュールで進められる。当面は、国の地方支分部局等の見直しが焦点となっている。なお、地方六団体は「国の地方支分部局の廃止などに伴う国の職員については、国として組織・事務の徹底したスリム化を進め、その上で、地方として、

必要な人員の受入について協力」するとしている。

12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」(6法人の廃止・民営化等、16法人を6法人に統合、2法人を非公務員化等)は、国民生活と社会経済の安定を軽視した、最初に「廃止・削減ありきの数合わせ」に過ぎない遺憾なものとなっている。2001年4月に創設された独立行政法人は、各府省が担ってきた事務・事業のうち、独立の法人格を与えて自律的で透明な運営を行うことにより、業務の質と効率性の向上が期待できる部門を行政組織から切り出して設置されたものである。また、これまで特殊法人といわれていた政府関係法人も独立行政法人に改められている。国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業を担ってきた独立行政法人の見直しは、あくまで国民の視点から、個々の事務・事業の必要性、重要性を十分かつ慎重に精査することはもとより、当事者である当該法人労使の理解を得て実施することが前提でなければならない。また、閣議決定は法人の廃止・縮小等に伴う「雇用問題への対処」について、**労使協議と労使の独立性・自立性 横断的な雇用確保の努力 受入れ協力**独立行政法人における行革推進法の人件費一律削減措置の適用関係の整理、を掲げてはいるが不十分である。政府の方針と判断に基づいて整理合理化が行われる以上、雇用を確保する責任は当然政府が負うべきであり、とくに横断的な雇用の確保について、制度的・構造的な措置を講じることが最低限必要であり、政府は「結果に対する責任」を持たなければならない。

4 . 連合「2008春季生活闘争方針」

連合は、2008春季生活闘争の役割と基本スタンスについて、**マクロ的には労働側に実質1%以上の配分と、非正規労働者を含むすべての勤労者への適正な成果配分の実現をめざす 月例賃金を重視した賃金改善に積極的に取り組み、とりわけ未組織を含む全雇用労働者を視野に入れた格差是正と全体の底上げをはかる 労働者全体の底上げをはかるため、法定最低賃金を生活可能な水準に引き上げる ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働き方と生活に関わる様々な歪みの是正をはかり、総労働時間の短縮と割増率の引き上げに取り組む 連合と産別の役割分担を踏まえ、中小共闘、パート共闘等の強化による相乗効果が発揮できる共闘体制を構築することとしている。**

また、具体的な取り組み課題として、**政策・制度の課題 賃金改善、格差是正の取り組み 底上げをはかる最低賃金の引上げ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の改革 ワークルールの課題 取引関係の改善と公契約に関わる運動を提起している。**

5 . 日本経済団体連合会「2008年版 経営労働政策委員会報告」

2007年12月19日、日本経団連は「日本型雇用システムの新展開と課題」と題する2008年版経営労働政策委員会報告を公表した。報告は、「第1章 わが国経済をめぐる環境変化と課題」「第2章 日本型雇用システムの新展開と労使交渉・協議に向けた経営側のスタ

ンス」第3章「生産性向上・多様な働き方を可能とする制度の整備」により構成され、人件費決定は引き続き自社の支払能力が基準 職種別同一賃金は労働市場の流動化・産業構造の高度化に逆行とするなど、格差の是正や公正な配分を否定するに等しい考え方を示している。

連合は、「報告」が、経済社会をめぐる環境変化のなかで、直面する課題として生産性の上昇・国際競争力の強化や全員参加型社会の必要性を掲げ、その早期実現をめざすべきとしていることを共有認識として持ち得るとしつつも、雇用や賃金などに関する具体論については、更なる規制緩和の推進とコスト削減によって企業成長を促すことが必要との従来の主張をまったく変えておらず、結論的には「国際競争力の強化」に向けた産業・企業における「総額人件費抑制」に終始していることを批判している。また、企業規模別・業種別・地域別の収益がばらつく現状において「賃上げを困難とする企業数も少なくない」「市場横断的なベースアップはすでに過去のものである」との主張については、行き過ぎた分配の歪みによって格差拡大に呻吟する弱い立場にある者への思いやりを欠いた主張であり、社会の信認を到底受けることはできないものであるとしている。

取組みの基本的考え方

2008春季生活闘争は、公務・公共サービスのあり方をはじめとした日本社会の将来を決する取組みとして、第一に格差是正を中心としてすべての公共サービス労働者の生活改善をはかること、第二に良質な公共サービスの実現に向け、そのあり方を再構築すること、第三に公務員制度の抜本改革と公務における労使・労働関係の改革を推進すること、第四にこれらの取組みを通じて組織の強化・拡大をはかることを柱に、組織の総力をあげて展開しなければならない。

重点課題

1. 賃金改善、格差是正とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の改革

連合は、「賃金改善、格差是正」について、賃金カーブ維持分を確保したうえで、ベースアップや時給引き上げ、賃金カーブの是正、低賃金層の底上げ等によって、積極的な「賃金改善」に取り組む 未組織を含む全労働者を視野に入れ全体の底上げをはかる 生活のベースとなる月例賃金の改善を最優先し、年間収入の維持・向上をめざす、こととしている。また、「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の改革」について 所定労働時間の短縮（休日の増加、1日の労働時間の短縮等） 有給休暇の取得促進と付与日数の増加 36協定の協定内容の再確認と周知徹底、締結にあたっての労働時間の延長

時間の短縮 割増率について「中期時短方針」の目標（時間外50%、休日100%）を堅持し、全体の合意によって運動を具体化する、ことを提起している。

公務労協は、これらの方針に基づく具体的な取組みを推進する。とくに各構成組織は、格差是正の取組みについて、臨時・非常勤職員の処遇及び雇用の改善に係る要求提出を必ず行うこととする。なお、「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の改革」については、所定労働時間の短縮に重点を置くこととする。

2．公共サービス基本法（仮称）制定の取組み

「ともに生きる社会のための公共サービス憲章」の制定を求める請願署名に基づき、「公共サービス基本法（仮称）」について、民主党（参法または衆法）提案（次期通常国会を予定）による法案の院内対応と、それに連携した院外における法案の宣伝活動をキャンペーン活動と位置付け、連合と連携した取組みを進める。

具体的な取組みについては、2月14日に、公開講演会・中央集会（1000名規模予定）を開催し、行動のスタートに位置付ける。中央集会以降、各都道府県において地方連合会との連携により春季生活闘争の諸集会等と連携して、中央集会と同内容の公開講演会・地方集会を開催する。公務労協の取組みとして、地域におけるチラシ・ビラ配布行動を配置する。宣伝活動の具体的な内容・方法等について 別記 によることとする。

3．政策制度要求の実現に向けた取組み

連合が提起している、格差是正のための法整備等（最低賃金の中期的な引上げ推進、労働者保護の視点での派遣法改正、時間外労働の割増し賃金の引上げ（労働基準法））誰もが安心して暮らせるための社会的セーフティーネットの整備等（信頼ある社会保障制度（年金・医療・介護制度、雇用保障と社会保障制度との連携等）の確立、不公平税制の是正（所得再分配機能の強化） 公務員制度・公務員労使関係の抜本改革と労働基本権の確立、等の政策・制度課題について、諸行動への積極的な参加等の取組みを進める。

4．公務員制度改革と行政改革、総人件費改革への対応

専門調査会報告を到達点（公務員の労働基本権確立に向けて一步を踏み出した点で評価できるが、政府に改革実現先送りの口実を与えたことや、団結権と争議権を含めた労使関係の一体的改革を提言しなかった点で重大な問題を残した）として、引き続き、連合との連携のもとILO勧告を満たした労働基本権の確立と民主的公務員制度改革の実現を求める。具体的には、2008年1月中旬に報告とりまとめが予定されている「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」への対策等をはかり、2008年通常国会に提出が予定される「公務員制度改革基本法案」（3.13予算非関連法案締切）への対応を焦点とする。また、以降の対応については、「公務員制度改革基本法案」の到達点を踏まえ、別途、公務労協・公務員制度改革対策本部に提起する。

独立行政法人の整理合理化に対しては、引き続き、行革・雇用問題対策会議を中心として、見直しに係る基本的理念の追求、個別法人見直しへの対応、雇用確保策の制度化を課題とした対応を強化する。なお、基本的理念の追求と雇用確保策の制度化は、公務労協としての統一对応を基本とし、個別法人見直しへの対応は、当該構成組織による個別の具体的課題への対策を基礎とする。

地方分権改革に対しては、国民生活の安定・向上がはかられること 公共サービスの量的・質的な低下を来さないこと 国と地方の役割分担の明確化（二重行政の解消）及びそれぞれの事務事業の精査を前提とすること 雇用問題を惹起しないよう慎重な検討を行うこと、を求める。

賃金・労働条件に関する課題と統一要求基準

1. 賃金等を巡る課題と取組み

(1) 連合に結集し格差是正とワーク・ライフ・バランスの実現に全力を

連合は、12月4日の中央委員会で格差是正とワーク・ライフ・バランスの実現に軸をおいた2008春季生活闘争・闘争方針を決定した。これを受けて民間の各構成組織は、昨年を上回る要求を決定し、取組みを開始している。

公務労協としても、こうした闘争方針を全面的に支持し、連合に結集して2008春季生活闘争を全力で組織する。具体的には、公務・公共部門の役割を認識し、地方連合会などが提起する地域における均等待遇実現・パート組織化など格差是正に向けた取組みを全力で進める。また、各構成組織は、別記を参考にして必ず関係当局に格差是正に向けた要求を提出し交渉を行う。公務労協は、一定の段階で構成組織の実態を踏まえつつ、取組みの集約を行うこととする。

(2) 総人件費削減に対する取組みの強化と公務員給与の社会的合意再構築に全力を

総人件費改革の実行計画に基づく配置転換・3年度目の取組みを強めるほか、独法見直し等に伴う雇用問題については、政府が統一的な雇用確保施策を取りまとめるよう取組みを強める。公務労協に結集し、雇用と労働条件の確保に向け、政府・当局との中央・地方における十分な交渉・協議と合意を求める。

公務員給与に対するバッシングと「政治」の介入を排し、公務員給与の社会的合意を再構築する取組みを前進させる。政府の官民比較方法見直しの再要請を認めない立場から、比較対象企業規模を含め社会的に公正な官民比較方法の確立に取り組む。

(3) 賃金水準の改善などの重点要求課題の実現を

公務労協としての2008年の統一賃金要求基準については、連合の春季生活闘争方針や民

間組合の要求動向を踏まえ、公務員連絡会・国営関係部会の要求案を総合的に勘案し、「公務・公共部門労働者の賃金水準を改善すること」とする。

2．労働時間等の取組み

- (1) 労働時間の短縮、休暇、休業制度の拡充を雇用創出・多就労型ワークシェアリングの実現やワーク・ライフ・バランスの回復に向けた重要な課題として位置づけ、年間総労働時間1800時間の実現などを求め、取組みを進める。
- (2) 所定労働時間を7時間45分に短縮することを本年の最重点課題に設定し、春季段階から取組みを強める。
- (3) 超過勤務縮減については、超勤命令の徹底や厳格な勤務時間管理などについて、政府全体として実効性のある超勤縮減策を取りまとめるよう求める。また、超過勤務手当の割増率の引上げについては、恒常的な超勤を削減することを目的に、別記の統一要求基準通り確認する。

3．雇用と年金を接続した新たな高齢雇用施策の確立に向けた取組み

- (1) 現行の高齢再任用制度が、総人件費削減政策の下で雇用と年金を接続する仕組みとして有効に機能していないことから、民間の高齢者雇用継続制度の整備なども踏まえ、雇用と年金を接続する新たな高齢雇用施策の取りまとめとその実施を政府、人事院に求めることとする。
- (2) 公務員制度の総合的な改革に関する懇談会の報告が今後の退職管理のあり方を大きく左右することから、連合会長を通じて意見反映を行う。人事院の「高齢期の雇用問題に関する研究会」については、推薦委員と連携して意見反映を図る。
- (3) 家計収支のシミュレーションや退職者の生活状況についてのアンケート結果を踏まえ、「新たな高齢雇用施策検討委員会」において、公務・公共部門の新たな高齢雇用施策の基本方向を早急に取りまとめるよう取組みを進める。

4．退職手当に関わる取組み

- (1) 総務省は、11月28日、人勤取扱いの閣議決定を受けて、「国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会」を発足させ、退職後不祥事等の事実が発覚した場合の退職手当の返納制度等について検討を開始した。
- (2) 公務労協としては、この返納制度等については、退職手当が重要な勤務条件であり、交渉事項であること 確定した労働債権を過去に遡って返納させることができるのかどうか 検討するにしても、過去の不祥事の実実認定が任命権者の裁量権乱用とならないよう厳格な歯止めが必要であること、など多くの問題がある。1月18日にヒアリングを受けたが、今後とも「検討会」に対しては慎重な検討とわれわれの意見を反映するよう取組みを進める。

- (3) 「検討会」の報告後は、総務省人事・恩給局に対して拙速に法制化作業を進めないよう十分な交渉・協議と合意を求めて取組みを強める。

5．男女平等実現に向けた取組み

改定された「女性国家公務員の採用・登用拡大に関する指針」の着実な実施、メンター制度の実効性確保に向けた取組みを進める。育児休業及び育児のための短時間勤務の数値目標を設定した男性取得の促進策等の具体化を求める。

6．統一要求基準(案)について

以上の考え方を踏まえ、公務労協としての統一要求基準(案)を以下の通りとする。

<2008年賃金・労働条件等に関する統一要求基準>

(1) 総人件費削減と雇用確保について

国家公務員の定員削減計画に基づく3年度目の配置転換が本人の希望に基づくものとなるよう、公務労協と十分交渉・協議、合意すること。

独立行政法人等の見直しに当たっては、良質な公共サービスを確保する観点から個々の事務・事業を十分検証することとし、見直しに伴って雇用問題が生じる場合は、政府として統一的な体制を確立するなど、国が雇用の確保に責任を持つこと。

(2) 官民比較方法と賃金水準の改善等について

2008年度の公務・公共部門労働者の賃金水準を改善すること。

官民比較方法の見直し要請などの人事院勧告制度に対する介入を直ちにやめ、公務員給与の社会的合意を得るよう使用者としての責任を果たすこと。

(3) 労働時間等について

公務・公共部門労働者のワーク・ライフ・バランスを回復し、雇用創出・多様就労型のワークシェアリングを実現するため、年間実総労働時間1,800時間への短縮、本格的な短時間勤務制度の実現、などを図ること。

2008年度については、所定内勤務時間を7時間45分に短縮すること。

政府全体として超過勤務縮減のための体制を確立し、厳格な勤務時間管理と実効ある超過勤務縮減策を実施すること。そのため、超過勤務手当の全額支給を実現するとともに、当面、割増率を30%以上、休日(週休日及び国民の祝日等)については40%以上とすること。

(4) 新たな人事評価制度の実施について

新たな人事評価制度については、公平・公正性、透明性、客観性、納得性が確保され、苦情処理制度、労使協議制度が整備されたものとする。とりわけ、評価結果の開示と職員代表等が参加する苦情処理制度の整備を必須条件とすること。

改正国公法に基づく新たな人事評価制度の施行に当たっては、今後の試行の在り方、

政令案などについて十分交渉・協議し、合意すること。

(5) 新たな高齢者雇用施策について

現行の再任用制度が、総人件費削減政策の下で、雇用と年金を接続する仕組みとしては有効に機能していないことから、民間における高齢者雇用継続制度の整備など高齢者雇用の進展を踏まえ、雇用と年金を接続する新たな高齢者雇用施策の検討に着手し、早期に取りまとめること。

雇用の確保は最も重要な勤務条件であることから、公務労協と十分交渉・協議を行い、合意すること。

(6) 退職手当について

国家公務員退職手当の支給制限・返納制度の検討に当たっては、退職手当が重要な勤務条件であり交渉事項であることなどから、公務労協と十分交渉・協議し、合意の上で慎重に行うこと。

(7) 男女平等の実現について

公務・公共部門における男女共同参画促進に向け、あらたな女性の採用・登用拡大の指針に基づく取組みを進めるとともに、取得率の数値目標等を明確にした育児業・育児のための短時間勤務の男性取得促進、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を着実に実施するよう指導すること。

(8) 労働基本権確立を含む公務員制度改革について

国家公務員制度改革基本法案(仮称)の検討に当たっては、キャリア制度の廃止を含む公務員制度の抜本的改革となるよう、われわれと十分交渉・協議、合意すること。

ILO勧告に基づき、労働基本権制約の立法政策を根本から見直し、公務員の労働基本権、団体交渉に基づく賃金・労働条件決定制度を確立すること。

行政改革推進本部専門調査会の報告を踏まえ、公務の労使関係を抜本的に改革するため、労使協議の場を設置すること。また、非現業公務員に労働協約締結権を付与するための法制化作業に直ちに着手すること。

< 非常勤職員等の労働条件の改善など格差解消に向けた統一要求基準 >

非常勤・パート職員等の雇用・身分等の差別的取扱いを解消し、本人の希望に沿った継続的・安定的な雇用を確保すること。

「均等待遇」の原則に基づき非常勤・パート職員等の処遇を抜本的に改善すること。

国・地方自治体に雇用される労働者の最低賃金を高卒初任給並みに上げること。

国・地方自治体が民間事業者等に業務を委託したり、入札等を行う場合には、社会的な公正労働基準の遵守を必要条件とすること。

2008春季生活闘争の具体的進め方

1. 要求提出

- (1) 公務員部会（公務員連絡会） 2月15日
- (2) 国営関係部会 3月上旬までに提出
- (3) 公務員の使用者としての政府と公務労協との関係を確立するとともに、公共サービス労働者の生活改善をはかる取組みを推進するため政府・官邸との交渉・協議を追求する。

2. 具体的な取組みと行動日程

- (1) 1月30日に地方連合会官公部門連絡会担当者、地方公務労協への方針説明会を開催する。
- (2) 公務員部会・国営関係部会は、要求提出以降、各々に交渉・行動及び山場の設定をはかるとともに、取組みの連携を強化する。
また、公務員制度改革に関わる取組みの情勢に応じて、中央集会等を部会の行動に連動して配置する。
- (3) 公共サービス基本法の制定に向けた取組みのスタートとして、2月14日に「公共サービス基本法（仮称）の制定を求める中央集会」を開催する。
各都道府県において地方連合会との連携により3月～4月の間で、春季生活闘争の諸集会等と連携した「公共サービス基本法（仮称）の制定を求める地方集会」を開催する。
また、地方集会に連動して地域におけるチラシ・ビラ配布行動を配置する。
宣伝活動の具体的な内容・方法等については、別記 によることとする。
- (4) 日本郵政グループ労働組合（JP労組）の春季生活闘争について、情報交換等を通じた取組みの連携をはかることとする。
- (5) 連合及び地方連合会が主催する諸集会・行動に積極的な参加をはかることとする。

2008春季生活闘争の経費と分担金

分担金総額を9,560,000円とし、各構成組織ごとの具体的な分担金額及び経費については 別紙 のとおりとする。

< 別記 >

2008春季生活闘争方針、公共サービスキャンペーンに関わる教宣計画について

1．2008春季生活闘争教宣計画について

(1)趣旨・目的

2008春季生活闘争を通じて、連合が進める「ストップ・ザ・格差社会」キャンペーンに結集し、公務内の格差問題への取組みを進めることを目的とする。

(2)期 間

2008年2月中旬～4月

(3)教宣媒体

ポスターの制作と添付

- ・ 非正規、非常勤の処遇改善や雇用確保の問題に焦点を当てたものとする。
- ・ A2版，4色
- ・ 3万枚程度作成し、2月上旬までに構成組織に配布する。

2．公共サービスキャンペーン教宣計画について

(1)趣旨・目的

良質な公共サービス確立キャンペーンの今年度の取組みとして、基本法に対する組織内外の周知徹底を目的に宣伝活動を実施する。

基本法案の作成状況、国会での取扱い状況を見守りつつ、最も効果的な時期に集中的に実施する。

連合等との連携を重視したものとする。

(2)キャンペーン期間

2月中旬から6月末までとする。

(3)具体的な教宣媒体

以下の教宣媒体を状況に対応し、随時、作成し配布する。

ポスター

リーフレット

チラシ

新聞意見広告

中央紙

地方紙（実施した場合は、援助金50万円を支給する）

ホームページ・キャンペーンサイトの改修

3．作業スケジュールについて

- (1) 2008春闘ポスターは、2月上旬までに作成し、各構成組織に配布する。
- (2) 公共サービスキャンペーンの教宣媒体の作成は、基本法の作業を踏まえて随時作業を開始する。その際、必要に応じて各構成組織の実務担当者の協力を求める。